

(事例52) 43歳女性、営業職、うつ病のため運転業務禁止

きっかけ		その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 41歳 2011年9月～2012年2月末：うつ病にて休職</p> <p>2) 業種、作業内容 営業職 代理店に当社の部材を提案する</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など うつ病</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 営業のための運転禁止</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>当社では、営業のための自動車運転を行って良いかどうかについて、産業医が健康面から意見を述べている。メンタルヘルス不調者である場合、内服治療を行っているケースも多いが、添付文書上運転を許可している薬剤はほぼない状況と思われる。そのためメンタルヘルス不調で内服中の社員には、通常主治医に運転を行っても差し支えない旨の意見書を提出していただき、産業医が運転に関する意見を述べる。当該社員の場合は転勤後で新しい主治医と1度しか面識がない状況であり、関係性ができていないため運転に関する主治医意見書が提出されなかった。産業医と本人で検討した結果、現在減薬中で今後比較的早い時期に内服がなくなることが想定されること、および公共交通機関でも移動が可能であることから、現時点での自動車運転は不可とした。今後内服終了もしくは主治医意見書が出されれば、すぐに自動車運転を許可する方針である。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため ② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p> <p>抗精神病薬を内服しているがために産業医が自動車運転を許可しないだけで、本人の業務の幅が大きく制限されてしまうことがある。主治医からの意見書が得られれば良いが、そうでない場合非常に判断に苦しむこととなる。本事例の場合は自動車運転が業務上必須ではなく、比較的早い時期で内服フリーとなることが予想されたため本人の理解も得られたが、そうでない場合非常に難しい判断を迫られることとなる。「内服=運転制限」という対応をしていけば、産業医に正直に話をする人がいなくなってしまう可能性も懸念される。制度自体の改善が必要なのかもしれない。</p>		